問題	答 対象	答 対象外	解説
1		○	4；軽減税率の対象となる「新聞」には、定期購読契約が締結された、週２回以上発行される、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものが該当します。いわゆるスポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、週２回以上の新聞で、定期購読契約に基づくものであれば対象とされます。 5；対象となるのは「新聞の譲渡」とされています。一方、新聞の電子版は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」であって、「新聞の譲渡」には該当しない。
2	○		
3		○	
4	○		
5		○	
6	○		8；軽減税率が適用されるのは「飲食料品の譲渡」であり、「資産の貸付け」であるウォーターサーバーのレンタルについては、適用対象とならないものとして取り扱われます。 9；一方、人の飲料又は食用に供されるウォーターサーバーで使用する水は、「食品」に該当しますので、軽減税率の対象とされます。
7		○	
8		○	
9	○		
10		○	
11	○		11；入園料とは別に販売される果物は食品ですので対象とされます。一方、果樹園での果物狩りの入園料は、お客さんに果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、対象外となります。
12		○	12；一方、送料込みで食品を販売する場合は、販売代金全額が軽減税率の対象として取り扱われます。
13	○		13；インターネット等を利用した通信販売であっても、「飲食料品」の販売であれば対象とされます。
14	○		14；保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては対象とされます。
15		○	15；食品の輸入は軽減税率の適用対象となりますが、輸入食品を飼料用として販売した場合には、その食品は人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、対象外となります。
16	○		16；軽減税率制度の対象の「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品で、酒税法に規定する酒類は除かれます。そして、この食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、いわゆる「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。
17	○		
18	○		
19		○	
20	○		

<table>
<tr><th rowspan="2">問 題</th><th colspan="2">答</th><th rowspan="2">解　　説</th></tr>
<tr><th>対象</th><th>対象外</th></tr>
<tr><td>21</td><td></td><td>○</td><td rowspan="5">21；会社内や事業所内に設けられた社員食堂で提供する食事は、その食堂において、社員や職員に対し、飲食料品を飲食させる役務の提供を行うものであることから、「食事の提供」に該当し、対象外となります。

22；セルフサービスの飲食店でも、顧客に店舗のテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用させて飲食料品を飲食させていますので、対象外となります。

25；「テーブル、椅子、カウンター等がない場合」や「テーブル、椅子、カウンター等はあるが、例えば、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等をとっておらず、顧客が使用することもあるが、その他の者も自由に使用している場合」には、対象になるものとされています。</td></tr>
<tr><td>22</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>23</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>24</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>25</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>26</td><td colspan="2">非課税</td><td rowspan="5">29；軽減税率の対象である持帰りに該当するのか、対象外となる食事の提供（店内飲食）に該当するのか、その飲食料品の提供等を行った時点において顧客に意思確認を行うなどにより判定することとされています。したがって、店内飲食と持帰りの共用のコーヒーチケットでは、どちらの利用となるかわからないため、発行時点において適用税率を判定することはできないこととされています。

30；飲食店で缶飲料、ペットボトル飲料をそのまま提供したとしても、店内で飲食させるものとして提供しているものであることから、食事の提供に該当し、対象外とされます。</td></tr>
<tr><td>27</td><td colspan="2">不課税</td></tr>
<tr><td>28</td><td colspan="2">課税</td></tr>
<tr><td>29</td><td colspan="2">判定は不能</td></tr>
<tr><td>30</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>31</td><td colspan="2">①　エ
②　エ</td><td rowspan="5">32；飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器については、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、包装材料及び容器も含めて軽減税率制度の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当することとなります。

35；カタログギフトの販売（製作業者から百貨店への販売、百貨店等から顧客への販売）は、商品の贈答を代行するサービス（役務の提供）を行うものであり、「飲食料品の譲渡」には該当せず、軽減税率の適用対象とはならないものとして取り扱われます。また、食品のみを掲載するカタログギフトの販売であっても、同様の理由で「役務の提供」にあたり、「飲食料品の譲渡」には該当しないため対象とはならないこととされています。</td></tr>
<tr><td>32</td><td colspan="2">ア</td></tr>
<tr><td>33</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>34</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>35</td><td colspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>36</td><td colspan="2">対象外</td><td rowspan="2">37；そのため、ホテルのルームサービスによる食事の提供も軽減税率制度の対象外となります。</td></tr>
<tr><td>37</td><td colspan="2">飲食専用設備でないものも(該当します)</td></tr>
</table>

問 題	答	解　　説
38	(ハ) 対象となる場合と対象とならない場合があります。	38；飲食料品の提供を行う者と、設備を設置又は管理する者が異なる場合であっても、両者間の合意等に基づき、その設備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているときは、軽減税率制度の対象とはならない、いわゆる外食の飲食設備に該当するとされています。 例えば、屋台の営業で、設備を設置・管理する者からテーブル等の使用許諾を得ている場合は、対象外となることとされています。その一方、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等を取っておらず、飲食料品の購入者だけでなく、購入者以外も自由に使用している場合は、軽減税率の対象となることとされています。
39	対象	
40	対象外	
41	対象外	42；イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアで、持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱い、持帰りの際に利用している容器等に入れ販売している場合、顧客に対して「店内飲食」か「持帰り」かの意思確認を行うなどの方法で判定することとなります。 43；「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースであっても、飲食設備に該当することとなります。 44；テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみの設備であっても、飲食料品の飲食に用いられるのであれば、「飲食設備」に該当するものとなります。 45；飲食店等のレジ前にある菓子の販売は、単に飲食料品を販売しているものであり、軽減税率の適用対象となります。
42	ウ	
43	該当します	
44	対象外	
45	対象	
46	必要はありません	46；例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うことでも差し支えないこととされています。 47；大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているスーパーマーケットにおいて、全ての顧客に店内飲食・持帰りの質問は必要なく、「休憩スペースを利用して飲食する場合はお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えないこととされています。 48；ただし、「飲食はお控えください」と提示している休憩スペース等でも、実態としてその休憩スペース等で顧客に飲食料品を飲食させているような場合、その飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の対象外となるため、店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用判定を行うこととされています。 50；トレイ、サッカー台のように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しないものとして取り扱われます。
47	ウ	
48	該当しません	
49	該当しません	
50	該当しません	

問 題	答	解　　説
51	必要はありません	51； 例えば、「休憩スペースを利用して飲食する場合はお申し出ください」の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。
52	必要はありません	52； 飲食料品のうち、イートインスペースにおいて飲食されないことが明らかであることから、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要とされています。
53	対象	53； ただ、実態としてイートインスペースで飲食禁止としている飲食料品も顧客に飲食させているような場合、その飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象とならないため、店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、対象かどうかを判定することとされています。
54	対象外	55； 一方、（あらかじめ）顧客が持ち帰りとして注文し、パック詰めにして販売する場合は飲食料品の販売として対象となります。
55	対象外	